

大気基準適用施設に係る測定結果

【注】未報告施設：令和5年度に報告期限が到来したにも関わらず年度末までに報告がなかった施設（令和6年8月1日までに報告のあったものについては測定結果を記載）
 【注】「-」は構造上、又は排出量等で測定できないもの

施設番号1～20：廃棄物焼却炉（令別表第一第5号のうち、廃棄物処理法対象）

施設番号21～43：廃棄物焼却炉（令別表第一第5号のうち、小型焼却炉等^{※1}）

施設番号：44、45：アルミニウム合金製造炉

休止施設

施設番号	工場・事業場の名称	R5年度 未報告施設 (R6.4.1～8.1までに報告された施設を含む)	設置年月	施設規模		排出ガス測定結果			ばいじん測定結果		燃え殻等測定結果			報告受理年度	備考
				焼却能力 (kg/h)	試料採取日	排出ガス濃度 (ng-TEQ/m ³ N)	適用基準 (ng-TEQ/m ³ N)	試料採取日	ばいじん等濃度 (ngTEQ/g)	試料採取日	試料種別	燃え殻等濃度 (ngTEQ/g)			
1	吾妻商事有限会社		H9.4.30	③	240	R6.3.2	0.68	10	-	-	R6.2.22	焼却灰	0.140	5年度	
2	中部ふるさと広域連合ほうきりサイクルセンター①		H8.4.1	①	4167	R5.4.20	0.022	1	R5.4.20	0.18	R5.4.20	焼却灰	0.0000032	5年度	
3	中部ふるさと広域連合ほうきりサイクルセンター②		H8.4.1	①	4167	R5.8.17	0.014	1	R5.8.17	0.17	R5.8.17	焼却灰	0.0000043	5年度	
4	王子製紙株式会社米子工場		S50.9.25	①	7100	R5.4.11	0.0037	1	-	-	R5.7.6	焼却灰	0.0000012	5年度	
5	南部町・伯耆町クリーンセンター①		H7.4.1	③	1000	R5.8.9	0.17	10	R5.8.9	1.6	R5.8.9	焼却灰	0.0048	5年度	
6	南部町・伯耆町クリーンセンター②		H7.4.1	③	1000	R5.8.22	0.034	10			R5.8.9	混合灰	0.59		
7	株式会社 丸福 中間処理場①		H6.6.15	③	830	-	-	10	-	-	-	-	-	休止	
8	株式会社 丸福 中間処理場②		H6.6.15	③	830	-	-	10	-	-	-	-	-	休止	
9	株式会社 丸福 中間処理場③		H6.6.15	③	830	R5.10.6	9	10	R5.10.5	0.0053	R5.10.5	焼却灰	0.054	5年度	
10	株式会社 丸福 中間処理場④		H6.6.15	③	830	R6.3.8	1.2	10			R5.10.5	焼却灰	0.036	5年度	
11	三光株式会社潮見工場No1		H14.1.20	②	3900	R5.10.25	0.031	1	R5.10.20	0.42	R5.10.20	燃え殻	0.028	5年度	
12	米子市クリーンセンター①		H10.6.29	②	3750	R5.9.26	0.00013	1	R5.9.26	0.013	R5.9.26	焼却灰	0.00013	5年度	
13	米子市クリーンセンター②		H10.6.29	②	3750	R5.11.29	0.0068	1							
14	米子市クリーンセンター③		H10.6.29	②	3750	R5.9.27	0.000056	1							
15	米子市クリーンセンター④		H10.6.29	③	1208	-	-	5	-	-	-	-	-	休止	
16	米子市クリーンセンター⑤		H10.6.29	③	1208	-	-	5	-	-	-	-	-	休止	
17	名和クリーンセンター		H8.4.1	③	1000	R5.10.27	0.0024	10	R5.10.27	1.4	R5.10.27	焼却灰	0.0063	5年度	
18	日南町清掃センター		H2.6.18	③	1250	R5.6.27	0.44	10	R5.6.27	9.1	R5.6.27	焼却灰	0.000039	5年度	ばいじんはキレート処理
19	クリーンセンターくぬぎの森		H8.7.6	③	1250	R5.11.2	0.1	10	R5.11.2	0.84	R5.11.6	焼却灰	0	5年度	集じん灰と焼却灰を混合して処理
20	三光株式会社 ウェストバイオマス工場		H24.5.15	③	1509	R5.10.18	0.0078	5	R5.10.18	0.0093	R5.10.18	炭化物	0.0054	5年度	
21	トーハク解体有限会社②		H17.3.4	④	194	R5.11.15	2.3	5	R5.11.16	0.29	R5.11.16	燃え殻	0.058	5年度	
22	株式会社ダイフィット		H16.1.19	④	181	R5.5.15	0.05	-	R5.5.16	0.067	R5.5.16	燃え殻	0	5年度	

大気基準適用施設に係る測定結果

【注】未報告施設: 令和5年度に報告期限が到来したにも関わらず年度末までに報告がなかった施設(令和6年8月1日までに報告のあったものについては測定結果を記載)
 【注】「-」は構造上、又は排出量等で測定できないもの

施設番号1~20: 廃棄物焼却炉(令別表第一第5号のうち、廃棄物処理法対象)

施設番号21~43: 廃棄物焼却炉(令別表第一第5号のうち、小型焼却炉等^{※1})

施設番号: 44, 45: アルミニウム合金製造炉

休止施設

施設番号	工場・事業場の名称	R5年度 未報告施設 (R6.4.1~8.1までに報告された施設を含む)	設置年月	施設規模		排出ガス測定結果			ばいじん測定結果		燃え殻等測定結果			報告受理年度	備考
				焼却能力 (kg/h)	試料採取日	排出ガス濃度 (ng-TEQ/m ³ N)	適用基準 (ng-TEQ/m ³ N)	試料採取日	ばいじん等濃度 (ngTEQ/g)	試料採取日	試料種別	燃え殻等濃度 (ngTEQ/g)			
23	株式会社井中組		H8.8.21	④	193	-	-	-	-	-	-	-	-	休止	
24	中部クリーンセンター		H4.1.20	③	1028	-	-	-	-	-	-	-	-	休止	
25	天神浄化センター		H9.7.8	③	1250	-	-	-	-	-	-	-	-	休止	
26	鳥取県倉吉家畜保健衛生所		H23.1.13	④	160	R6.1.31	0.00081	5	R6.1.31	0.00081	R6.1.31	焼却灰	0	5年度	
27	有限会社清栄		H15.9.18	④	198	-	-	-	-	-	-	-	-	休止	
28	有限会社小巖建材		H11.5.1	④	190	-	-	-	-	-	-	-	-	休止	
29	株式会社鳥取県食肉センター		H15.3.5	④	195	R5.7.19	0.014	5	-	-	R5.7.15	燃え殻	0.0027	5年度	
30	有限会社内田重機		H9.8.30	④	190	-	-	10	-	-	-	-	-	休止	
31	大橋産業有限会社	●	R4.2.3	④	186	R6.6.12	0.85	5	R5.10.5	1.2	R5.10.5	焼却灰	0.074	6年度	
32	内浜処理場		S50.5.31	③	1250	-	-	-	-	-	-	-	-	休止	
33	米子浄化場		H2.12.1	③	1500	-	-	-	-	-	-	-	-	休止	
34	有限会社 荒濱建築工務店		H4	④	180	-	-	-	-	-	-	-	-	休止	
35	有限会社 永田組		H14.2.13	④	193	-	-	-	-	-	-	-	-	休止	
36	有限会社 安部運送		H9.11.15	④	190	-	-	-	-	-	-	-	-	休止	
37	有限会社 北村建材		H14.7.1	④	193	-	-	-	-	-	-	-	-	休止	
38	有限会社 藤原建材	●	H10.10.31	④	188	-	-	10	-	-	-	-	-	5年度	焼却物が無いため測定不可
39	鳥取県西部家畜保健衛生所		H25.1.4	④	150	R6.2.27	0.0000027	5	R6.2.27	0.24	R6.2.27	焼却灰	0	5年度	
40	鳥取県農林総合研究所中小家畜試験場		H17.11	④	103	R6.2.13	0.007	5	R6.2.13	0.14	R6.2.13	燃え殻	0	5年度	
41	フアロスファーム 株式会社		H15.12.26	④	45	-	-	-	-	-	-	-	-	休止	
42	久大建材株式会社 米子支店		H26.1.31	④	194	R5.11.7	0.03	5	R5.11.8	0.045	R5.11.8	燃え殻	0	5年度	
43	名和食鶏(有)堆肥場		H30.2.15	④	192	R5.6.21	0.099	5	R5.6.21	0.0067	R5.6.21	燃え殻	0.0029	5年度	
44	株式会社 片木アルミニウム製作所 大山工場		H15.2.27	-	4000	R5.7.24	0.0000043	5	-	-	-	-	-	5年度	
45	株式会社 片木アルミニウム製作所 大山工場		H15.2.27	-	4000	R5.6.19	0.066	5	-	-	-	-	-	5年度	

※1 下水汚泥の焼却にかかる焼却炉は規模が大きいが、廃棄物処理法の対象外の焼却炉

R5年度の廃止施設一覧

—	株式会社小鴨	H8.5	③	550
---	--------	------	---	-----

特定施設の種類の	焼却能力	新設炉基準 (ngTEQ/g)	既設炉基準 (ngTEQ/g)	施設数 (新規を含み、廃止を除く)	施設数 (東部、中部、西部別) *東部は4町が対象 (鳥取市内は含まない)
アルミニウム合金製造炉	—	1	5	2	西部(2)
廃棄物焼却炉	① 4t/h以上	0.1	1	3	中部(2)、西部(1)
	② 2t以上~4t/h未満	1	5	4	西部(4)
	③ 200kg/h~2t/h未満	5	10	17	東部(1)中部(2)西部(14)
	④ 200kg/h未満			19	中部(4)西部(15)

注1) 既設炉基準は、H12.1.14以前に設置された炉に適用。(注2のただし書き施設を除く)

注2) 新設炉基準は、H12.1.15以後に設置された炉に適用。

(ただし、H9.12.2以降に設置された廃棄物焼却炉のうち、火格子面積2m²・焼却能力200kg/h以上のものにも適用される。)

廃棄物焼却炉に係るばいじん、燃え殻等処理基準 (ngTEQ/g)
3

注) 既設炉基準適用施設から排出される煤塵等をセメント固化、薬剤処理又は酸抽出により処分する場合に限り、処理基準は適用されない。